

1 基本目標

(基本目標1) 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

【全てのベースづくり】

野田市は、全国の傾向と同様、少子高齢化や核家族化が進んでいますが、市民の間には、古くから隣近所の付き合いや慣習が残っている地域が多くあり、この風土に基づいた地区社協や自治会などによる地域活動、ボランティアやNPO法人などの活動が活発に行われています。

このように、東京など都市近郊地域のベッドタウンでありながら、昔ながらの風土が残る地域ですが、市民意識調査にもあるように、地域の課題に対する住民の相互の自主的な支え合い、助け合いがある程度必要であるとの回答が圧倒的であるように、地域交流や活動の充実に対する取組が更に求められています。

市民から求められるものは、近隣同士や機関・施設等がそれぞれお互いを支え合う連携の中で活動環境が育まれますが、その中心的な主体である市民自身が地域福祉への関心を高め、自覚とともに地域への積極的な参加や活動が不可欠となります。

市民の意識を高め醸成を図るには、求めるだけではなく「きっかけ」となる機会づくりを整えなくては広がりません。そのため、地区社協、ボランティア団体、NPO法人等の任意団体が自主的及び自発的な地域福祉の活動に取り組めるよう、必要な情報や知識の提供から活動拠点となる場や機会の確保を支援していきます。

また、全ての市民があらゆる活動に自主的な参加ができるようにするには、地域ネットワークづくりが求められ、地域交流の場を活発に多くの機会を設ける必要があります。

本市では、活動団体に関わる「人づくり」に重点を置いており、地域福祉を推進するためボランティア活動の役割が大きくクローズアップされ、誰もが福祉サービスの担い手として活動に参加することで生きがいとなって日常生活を営むことができるような施策を図っていきます。

(基本目標2) 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

現在の福祉サービスは、子どもから高齢者、障がい者に至る全ての人たちが必要とするサービスを自ら選択して受けることができるようになっております。

しかし、適切なサービスを受けるには、利用者と事業者の対等な関係に成り立ち、利用者本位の考え方に立ったより質の高いサービスを、総合的かつ効率的に提供できるようにする必要があります。

そのためには、福祉サービスにおける情報提供や活用体制を充実させることが重要であり、連携強化を主体とした行政改革を図り、福祉関係機関・団体等との連携について更に強化していくことで、地域の生活課題や福祉ニーズに対応し、総合的な福祉サービ

スの充実に向け継続的に努めていくものとします。

特に障がい者・児に対する支援については、支援事業の一貫性や継続性が重要なことから、地域、保健、医療等と連携を図り対応を進めていきます。

サービス利用者のための権利を守るため、相談体制の充実や日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知については、近年特に詐欺などが横行する中これまで以上に努めることで市民の安全を確保していきます。

(基本目標 3) 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

高齢者や障がい者を含め、全ての人が安心して暮らせるまち・地域とするには、バリアフリーのまちづくりを進めることが必要です。

バリアフリーに関しては施設等のハード面だけでなく、また行政だけでなく福祉及び生活関連機関や地域住民が協力の下で、ソフト面である心のバリアフリーを築き上げることが必要です。

障がいのある人や支援を必要とする人に対し、自然に声掛けや手助けができるような環境づくりのため、日常生活の中における意識高揚や準備が必要となってきます。

そのため例えば、災害時要支援者と呼ばれる災害時に支援が必要な方々と、地域における情報共有や防災訓練参加などを通して、安心のできる地域づくりへつなげるとともに、バリアフリー化の一助としても期待できることから、防災面からも早急に推進していくものとします。

これまでの施策にもありましたが、これまでの高齢者や障がい者が福祉の受け手だけでなく、担い手として生きがいを持って生活できるような地域活動が、今後更に求められています。

また、高齢者や障がい者などの支援を必要としてきた方々に向け、自立していきいきとした生活ができるよう、コミュニティビジネスの立ち上げと支援等を検討し、福祉活動を通じた地域活性化を図れるような実現に向けた対応を継続検討します。

(基本目標 4) 自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

自殺対策基本法における以下の基本理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない野田市を目指します。

(1) 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全てのかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援と、それを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施します。

- (2) 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施します。
- (3) 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的視点からのみならず、自殺の実態に即して実施します。
- (4) 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施します。
- (5) 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策における有機的な連携を図り、総合的に実施します。

2 基本方針について

(1) 保健福祉推進のための『きっかけづくり』

著しい社会情勢の変化に伴い複雑多様化する地域社会で、保健福祉ニーズに対応するためには、保健及び福祉の各分野が連携を図ることで各種の施策を充実させることが重要となっています。

市では、高齢者について精神的・社会的に自立して充実した生活が送れるよう、生きがいと健康づくりを推進しています。（「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画」（野田市シルバープラン）等）子どもについては、子育て支援に対するサービスの充実を進めています。（「野田市エンゼルプラン」（野田市子ども・子育て支援事業計画）等）障がい者については、障がい者に対する理解を広めることで、共生社会の実現に努めます。（「野田市障がい者基本計画」及び「野田市障がい福祉計画」等）保健では、市民の健康増進を図りつつ、疾病予防などについては「自分や家族の健康は自分で守る」との意識改革を進める取組を行っています。（「野田市健康づくり推進計画 21」等）

このような中で、それぞれの生活課題が地域課題として顕在し、地域課題に取り組むには、行政だけの取組には限界があるなど、地域や市民の理解と協力がなければ最終的な解決には至りません。

市民にとっては、地域参加が欠かせないこととなりますが、市民意識調査によると、「仕事や家事が忙しく、時間が取れない」に次いで「参加方法が分からない」が多く、情報提供を含めた「きっかけづくり」が保健福祉の基盤づくりと考え取り組んできましたが、今後とも普及啓発事業等との整合性を図りつつ保健福祉の推進による幅広い市民参加が得られるよう努めます。

(2) 保健福祉推進のための『人づくり』

市民意識調査によると、ボランティアやNPO活動、地域活動に期待することとして、「災害時の救援活動」との回答が半数以上を占め、地域とのつながりからお互いに支え合い助け合うことを求めていることが伺えます。

しかし、経済情勢の影響や高齢者に比べ時間的余裕のなさ、関心の低さ（市民意識調査）等、実際に地域活動として期待される世代が活動しにくい現実もあると思われます。

高齢者や障がい者等を始め、地域住民が持つ生活課題は複雑かつ多岐にわたり、今後とも少子高齢化の進行やひとり親家庭等の拡大が想定されることから、ますます課題増加による福祉ニーズの必要性が高まる傾向にあります。

このような課題に対応するためには、これまで務めてきた市民全体への保健福祉に対する理解を高めていく活動が更に必要であり、専門的な知識や経験者のノウハウはもちろん、それ以外の方を含めた各市民の具体的な担い手を確保していくことが必要になります。

したがって、地域の方々を中心とした市民ボランティアの参画が大きな力となることが期待され、参加した市民が様々な人や団体等と新たな連携を築くこととなり、支援のノウハウを学ぶことでこの経験を地域に反映し、支援の力として生かされること

が期待できます。

このように、野田市では「地域で暮らす人全てが福祉の担い手であり、受け手である」という考え方の基、専門知識やノウハウを持つ特別な人だけでなく、「自分にできることをできるだけやる」という気構えに意識を転換し、将来にわたる地域福祉の担い手を確保するため、あらゆる場面における「人づくり」を基盤づくりの一つとして位置付けます。

(3) 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』

行政や市民、各種団体等で取り組む保健福祉分野の活動は、地域で生活課題を抱える者の支援に大きな役割を果たしてきました。

しかし、主に行政の機構上類似した事業が別々に実施されたり、対象者が限定されたことから真にサービスが必要としている者に行き届かないことがあります。

これまでも指摘がありましたが、それぞれ行政や地域での連携不足や情報共有の不足など、俗に「ヨコのつながりが希薄」と言われることが原因だと考えられます。

行政と市民、地域住民同士が情報の共有化を図っていくため、「ネットワークづくり」を地域福祉の推進の一つの柱と位置付け、過不足のない効率的なサービス提供等に努めていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、生活していく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯において複合化しています。

具体的には、中高年のひきこもりの子を後期高齢者の親が面倒を見るという 8050 問題や介護と育児が同時期に発生するダブルケアの課題などが社会問題になっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など単一の制度のみでは解決が困難であり、制度、分野ごとに整備されてきた公的支援についても複合的に支援していくことが必要になります。

また、地域住民や地域の多様な主体が支え手や受け手という関係を超えて「我が事」として参画し、人同士はもちろんのこと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」が平成 30 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法でも求められています。

このような地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、様々な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるなどの『包括的な支援体制の整備に係る事業』における体制の整備を進めていきます。

(5) 総合的・横断的なサービスの充実

現在、地域社会のニーズが多様化する中で、地域福祉においても「利用者本位のサービス」に対応する必要から、効果的かつ効率的に福祉サービスを提供するためには、従来の各分野の個別計画（児童福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画、保健

福祉計画等)を質的・量的に拡充するだけでは限界があります。

一方、各分野の個別計画はそれぞれ密接な関係にあることから、個別にサービスを提供するより関連する複数のサービス事業を一括、一体的に提供する仕方が効果的及び効率的な実施の検討ができると考えます。

このため、既存のサービスについて拡充・強化を図る場合、質的・量的及び専門性の向上だけでなく、他の分野との整合を今まで以上に留意する必要があります。また、複数の分野にまたがる施策については、対象者の個別ニーズの把握とともに需給バランスを考慮して効率的かつ効果的に施策が推進されるよう、「健康福祉センター」、「児童相談所」、その他の社会福祉施設等とも十分な連携を図りながら検討を進めていきます。

(6) 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

市民が求める保健福祉サービスを提供するには、市民のニーズを的確に把握するとともに、対象者である受け手の状況も配慮した情報提供の仕方等、実施されるサービスについての情報をあらゆる手段を通して市民に提供することで、知って理解していただくことが重要です。

今後、地域における生活課題について、個別の窓口や会議等において得られる情報を一括管理できるシステムを構築するとともに、市民がまちづくり等への地域参加をしやすく促すためにも個人情報保護に配慮しつつ、地域福祉に関わる情報を積極的に提供していきます。

情報提供については、的確なニーズ情報の把握、対象者である受け手に分かりやすい内容とともに、容易に入手できるような方法やその在り方を研究して実現に努めていきます。

(7) 福祉サービス利用者の相談体制の充実

地域における福祉サービスは、社会情勢の変化と住民ニーズの多様化に対応すべく、これまで様々な法制度等が大幅に改正され、よりきめ細やかなサービスが多数提供されるようになりました。

しかし、そのサービスは実際に必要となったときに初めて自らのこととして制度等を認識することが大半であることから、更なる相談窓口の充実を図るとともに身近で気軽に相談ができる総合的な体制が必要であることから整備を進めます。

(8) 生活困窮者の自立支援

全国的な経済社会の構造的な変化等により、既存の制度では十分な対応が難しい経済的困窮者及び生活保護受給者、また社会的孤立者や複合的な課題を抱える市民等の生活困窮に至る傾向が高い層に対し、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものとして、生活困窮者自立支援法(平成27年4月)が施行されました。

野田市においても、その実態として総体的貧困率や生活保護世帯の生活実態を把握し、その実情に応じた生活保護費等の給付制度の適正な運用に努める必要があります。

また、安心してサービスが受けられるように関係機関相互の連携を強化し、医療・

介護扶助を継続的に実施します。

今後、現状を踏まえた生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。

(9) バリアフリー社会の確立

地域に暮らす全ての人にとって「いつまでも安心して暮らせるまち」を構築していくためには、「誰もが同じ目線で暮らす」ことが重要であり、そのためには行政を始め関係機関及び関係者、地域住民が協力し、バリア（それぞれの人の障壁）の解消に努めていく必要があります。

野田市では、平成9年から「福祉のまちづくり運動」として、障がい者や高齢者等が実際に利用度の高い施設等をパトロールし、障がい者・高齢者の視点から、歩道の段差等を点検することで、応急処置的に問題解決を図るなど、即効性に重点を置いて対応してきました。

障がい者基本計画では、バリアフリー新法施行により、駅及び駅前広場、道路、信号機、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

このようなハード面の取組に加え、高齢者や障がい者、妊産婦等の社会的弱者に対する意識改革を図り、心理的なバリア（障壁）を取り除くソフト面のバリアフリー化による共生社会が求められています。

また、防災面から、災害時に避難等の支援が必要な方（避難行動要支援者）に対し、「野田市避難行動要支援者支援計画」が策定されており、日常的な地域活動の情報活用や防災訓練等への積極的な参加を促すとともに、個人情報に配慮しつつ民生委員や福祉関係機関との連携の下、避難行動要支援者の対象者の情報登録（名簿等）を促進する等、防犯を含め暮らしの安全に対する取組から、福祉のまちづくり推進に努めます。

(10) 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

福祉への一般的な意識として、高齢者や障がい者など特定の人を受けられるものとされてきましたが、これまでの社会福祉基礎構造改革の流れの中で、子育て支援から介護までと、誰もが人生の段階に応じて利用するものと位置付けが変わってきました。

このようなことから、「福祉でまちづくり」との考え方が生まれ、福祉の充実がまちの環境を充実させることとして、福祉活動の活性化が地域経済の活性化となる人の流入をもたらすことにつながるとしています。

野田市は、「地域に暮らす人全てが福祉の担い手であり受け手である」という考え方に立ち、地域の誰もがそれぞれできることを行うことで、地域福祉から社会全体が活性化に結び付くことを念頭に体制等のシステム構築を目指します。

(11) いのちを支える自殺対策の推進（自殺対策計画）

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要で

す。

また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる社会づくりの推進に努めます。